

議案第69号

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の所掌事務等について所要の改正を行う必要があるによる。

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例（平成21年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」第11条第3項」を「。以下「法」という。）第11条第4項」に、「組織」を「所掌事務，組織」に改める。

第8条を第9条とし、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長が次に掲げる事項を行うに当たり、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可
- (2) 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価

2 委員会は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。